

つがる西北五広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する 条例施行規則

平成30年 5月31日
規 則 第 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、つがる西北五広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成24年条例第6号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、職員の分限に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める措置)

第2条 条例第7条第2項第1号及び同条第3項の規則で定める措置は、次の各号のいずれかに掲げる措置とする。

- (1) 職員の上司等が、注意又は指導を繰り返し行うこと。
- (2) 職員の転任その他の当該職員が従事する職務を見直すこと。
- (3) 職員の矯正を目的とした研修の受講を命ずること。
- (4) その他職員の矯正のために必要と認める措置をとること。

2 条例第7条第2項第3号の規則で定める措置は、前項各号のいずれかに掲げる措置のほか、職員が行方不明の場合における当該職員の所在が明らかでないことの確認等適格性を欠いた状態が改善されないことを確認するために必要と認められる措置とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。